

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領について

(概要)

(平成29年3月10日 鹿免管第467号)

本通達は、所在不明等で処分書を交付することができなかった者の所在を知った時の出頭命令及び免許証保管手続に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 行政処分手配者発見時の要領
- 出頭命令書・免許証保管証の作成・交付要領
- 認知警察官等の事後処置

等である。